

(健Ⅱ473F)

令和3年12月28日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る
医療用物資の配布について」の一部改正について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

本改正では、医療従事者・高齢者以外の一般の方の追加接種（3回目接種）分の配布について追記されており、その概要は下記の通りです。

改正前の通達については、令和3年10月18日付（健Ⅱ362F）をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○都道府県による一般の方向け3回目接種分の配布先登録締め切りは、1月21日（金）とすること。

○一般の方の3回目接種に関して、サージカルマスク及び非滅菌手袋の配布を原則令和4年2月以降に行うが、同月前に受け取りを希望する自治体については、登録様式の締め切り（1月21日）の前に厚生労働省が別途、個別に受け付けること。

○今回配布するPPEの数量に、今後可能となる可能性がある5歳以上11歳以下の者を対象とした接種分や12歳以上18歳未満の者の3回目接種分に係るPPEも含まれること。（令和3年11月24日付（健Ⅱ413F）参照）

○N95等マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては、医療従事者・高齢者向け3回目接種分のPPE配布時に、一般の方の3回目接種分も含めて配布済みであること。

○国から配布された物資だけでは不足し、都道府県備蓄も活用してもなお、物資の確保が難しい市区町村については、都道府県を通じて、厚生労働省が個別相談を受け付けること。

○今年度の配送完了期限は令和4年3月18日（金）とすること。

○令和4年4月以降の受け取り希望がある場合の登録については、登録様式含め詳細が追って連絡されること。

○PPE配布予定数の半分を希望した都道府県は、令和4年4月以降の受け取り可能な数量は残りの半分となること。

○配布予定数の全量を希望した都道府県は、令和4年4月以降の受け取りを希望することはできないこと。

事務連絡
令和3年12月23日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）
厚生労働省健康局健康課予防接種室

「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）に必要な PPE の無償配布については、「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」（令和3年10月15日付け事務連絡）で医療従事者向け及び高齢者向けの追加接種分（3回目接種）の配布についてお知らせしたところです。

今般、医療従事者・高齢者以外の一般の方の追加接種（3回目接種）分の配布について追記し、別紙のとおり、令和3年10月15日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用物資の配布について」を改正しました。

引き続き、各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

【問い合わせ先】

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

事務連絡

令和3年10月15日

令和3年12月23日改正

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

（マスク等物資対策班）

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用
物資の配布について

今般、新型コロナウイルスのワクチン追加接種（3回目接種）が開始されるため、「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種の実施体制の確保を行うこととされています。

接種の実施体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、個人防護具（以下「PPE」という。）に関して、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

記

1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン¹（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。医療用物資を含め必要物品の確保に当たっては、「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の体制確保について」（令和 3 年 9 月 22 日付け事務連絡）等に基づき、ワクチン接種体制確保事業に要する経費について国庫補助を行うこととしており、適宜活用すること。

2. PPE の配布スキームについて

- 現時点で、年度内に接種件数が一定程度見込まれる医療従事者向け 3 回目接種及び高齢者向け 3 回目接種に関して配布を行っているが、これまでに配布した物資を医療従事者・高齢者以外の一般の方の 3 回目接種・小児の接種に用いても差し支えない。

¹ 令和 3 年 4 月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf

- 一般の PPE 配布は別添 1 及び 2 の考え方に基づき配布数を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。追加の補填配布を行う予定はないことから、配布予定数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 医療従事者・高齢者以外の一般の方の 3 回目接種に関して、11 月時点で接種体制整備のスケジュールの目処が示されていることから、サージカルマスク及び非滅菌手袋の配布を原則令和 4 年 2 月以降に行うが、同月前に受け取りを希望する場合は、別途、個別に受け付けることとする。また、令和 3 年 11 月 15 日付け事務連絡「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」において、早ければ令和 4 年 2 月頃から 5 歳以上 11 歳以下の者（以下「小児」という。）を対象とした接種が可能となる可能性があるとしてされているが、今回配布する PPE の数量に小児接種分に係る PPE や 12 歳以上 18 歳未満の者の 3 回目接種分に係る PPE も含まれている。なお、N95 等マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについては、医療従事者・高齢者向け 3 回目接種の PPE 配布時に、一般の方の 3 回目接種分も含めて配布済みである。
- 都道府県は、別紙 1、2 及び 3 を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班（mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）宛報告する。
- 配布先登録締め切りは、それぞれ以下のとおりとする。
 - ①別紙 1 医療従事者向け 3 回目接種分（12 月接種開始）：10 月 29 日（金）
 - ②別紙 2 高齢者向け 3 回目接種分（1 月接種開始）：11 月 26 日（金）
 - ③別紙 3 一般の方向け 3 回目接種分：1 月 21 日（金）
- 別紙 1 及び 2 には別添 1、別紙 3 には別添 2 に基づき厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布予定数が表示されるようになっている。この配布予定数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいても差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越すことはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙 1、

2及び3に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。

- 今回の配布分については、住所地外接種の増加に備える観点から、各市町村の夜間人口と昼間人口の多い方を基に配布数を決定している。ただし、市町村によっては、管内の住民の多くが住所地で接種し、かつ他市町村の住民の住所地外接種を多く受け入れた場合、被接種者数が昼間人口及び夜間人口を上回り、国から配布した物資だけでは不足する可能性がある。この場合、基本的には、都道府県備蓄も活用しながら、各市町村において物資の確保を行うこととなるが、物資の確保が難しい場合には、都道府県を通じて、市町村からの個別相談を受け付けることとする。
- なお、上記の配布スキームは、国から配布先へのPPE配布に10日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和4年3月18日(金)の完了を念頭に期限設定を行っている。
- 令和4年2月前にサージカルマスク及び非滅菌手袋の受け取りを希望する場合は、登録様式の締め切り(1月21日)の前に別途、個別に受け付けることとする。また、別紙3を用いた今年度の配送完了期限は令和4年3月18日(金)とする。令和4年4月以降の受け取り希望がある場合の登録については、登録様式含め詳細を追って連絡する。ただし、PPE配布量の上限は、別紙3に記載された配布予定数となるため、別紙3を用いて配布予定数の半分を希望した場合、令和4年4月以降の受け取り可能な数量は残りの半分となる。また、別紙3を用いて配布予定数の全量を希望した場合には、令和4年4月以降の受け取りを希望することはできない。

3. その他

(国配布のPPEの配分について)

- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布のPPEを接種会場で使用するに当たっては、市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布のPPEに係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡

「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。

○ 今般のPPE配布においては、各市町村ごとに以下の考え方で算出した配布量の目安を基に、配送ロットや予備等を踏まえて最終的な配布量を決定している。

接種対象者の前提	
医療従事者等	市区町村人口×4% ※予防接種の手引き上の3%に予備の1%を上乗せ。
高齢者	令和3年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計
物資ごとの使用前提等	
サージカルマスク	<p>接種対象者÷20回×7人（枚）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場担当者（接種チーム(予診、接種、薬液充填・接種補助)計3名、経過観察者1名、事務職員3名で1ライン)の装着を想定。 ・1日1ライン20回接種を前提として算出。
非滅菌手袋	<p>接種対象者 + 接種対象者÷20回（双）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種者の装着（被接種者ごとの交換）、薬液充填・接種補助者の装着、予診・緊急対応の必要時の装着を想定。 ・薬液充填・接種補助者装着分は、サージカルマスクの会場担当者に含まれるため、同様の考え方。 ・予診・緊急対応の必要時装着分は、接種者装着分の予備で賄う。
N95等マスク	<p>集団接種会場数×100枚を総量とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団接種会場における緊急時使用備蓄を想定。 ・集団接種会場は、1箇所各物資100枚で算出。 <p>※サージカルマスクと非滅菌手袋に比べて配布数が少ないことから、市区町村には今後の必要分をまとめて配布</p>
アイソレーションガウン	
フェイスシールド	

- 3回目接種分のPPE配布においては、各市町村ごとに以下の考え方で算出した配布量の目安を基に、配送ロットや予備等を踏まえて最終的な配布量を決定している。
- 住所地外接種の増加に備える観点から、各市町村の夜間人口と昼間人口の多い方を基に配布数を決定している。

接種対象者の前提

(参考) 医療従事者等

令和3年住民基本台帳人口×4% ※予防接種の手引き上の3%に予備の1%を上乗せ。

(参考) 高齢者

令和3年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計

一般の方

令和3年住民基本台帳人口(夜間人口)と平成27年国勢調査人口(昼間人口)の多い方から、医療従事者等と高齢者を除いた数

物資ごとの使用前提等

サージカルマスク

接種対象者÷20回×2×7人(枚)

- ・会場担当者(接種チーム(予診、接種、薬液充填・接種補助)計3名、経過観察者1名、事務職員3名で1ライン)の装着を想定。
- ・1日1ライン20回接種で2枚を前提として算出。
※これまでの配布数について増加の要請をいただいていること等に鑑み、配布数(上限)を2倍にして算出。

非滅菌手袋

接種対象者 + 接種対象者÷20回×2 (双)

- ・接種者の装着(被接種者ごとの交換)、薬液充填・接種補助者の装着、予診・緊急対応の必要時の装着を想定。
- ・薬液充填・接種補助者装着分は、サージカルマスクの会場担当者に含まれるため、同様の考え方。
- ・予診・緊急対応の必要時装着分は、接種者装着分の予備で賄う。

Header table with fields: 都道府県名, 担当者名, 担当者連絡先 (TEL), 担当者連絡先 (E-mail)

※各都道府県及び市町村（特別区含む。以下同じ。）は入力に当たって、上部の都道府県名欄から該当するものを選択してください。市町村名及び配布予定数が下部リストに自動表示されますので、手動入力部分に記入をお願いします。

Summary table for distribution quantities of Surgical Masks and Non-sterile Handbags, including fields for distribution quantity and distribution request quantity.

Main data table with columns for: 都道府県名, 市町村名, 配布予定数 (Surgical Mask, Non-sterile Handbag), 配布要望数 (Surgical Mask, Non-sterile Handbag), 氏名, TEL, E-mail, 備考

